

平成26年知内町議会第3回定例会(2日目)

- ◎ 招集年月日 平成26年9月26日(金)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年9月26日(金) 午前 9時37分
- ◎ 閉会日時 平成26年9月26日(金) 午前10時48分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	谷口康之
2番	木村一	8番	吉田峰一
3番	松井盛泰	9番	森永勉
4番	泉政栄	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 3番 松井盛泰 8番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 5番 敦澤良子

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	福井誠一郎
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	藤谷亘
教育長	田中健一
教育次長	大館光晴
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
(給食センター長)	大館光晴
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

平成 26 年知内町議会第 3 回定例会議事日程

(第 2 号)

平成 26 年 9 月 26 日 (金) 午前 9 時 30 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3 番、松井盛泰君、8 番、吉田峰一君
第 2	委員会報告第 4 号	平成 25 年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
第 3		(委員長報告)
第 4	議案第 17 号	知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
第 5		条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 18 号	北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市
第 7		町村職員退職手当組合規約の変更について
第 8	議案第 19 号	教育委員会委員の任命について
第 9	意見書案第 1 号	所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出について
第 10	意見書案第 2 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について
第 11	意見書案第 3 号	奨学金制度の充実を求める意見書の提出について
第 12	意見書案第 4 号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について
第 13	意見書案第 5 号	「危険ドラッグ (脱法ハーブ)」根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について
第 14	意見書案第 6 号	魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書の提出について
第 15	意見書案第 7 号	軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について
第 16	意見書案第 8 号	産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について
第 17	意見書案第 9 号	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出について
第 18	意見書案第 10 号	漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書の提出について
第 19	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。第 3 回の定例会の 3 日でございます。
ご参集いただきまして、ありがとうございます。
本日の欠席通告のあった議員は、5 番、敦澤良子君であります。
只今の出席議員数は 8 人です。
定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、松井盛泰君及び8番、吉田峰一君を指名します。

● 委員会報告第4号 平成25年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について
（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第4号、『平成25年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について』を議題とします。

本件について、決算審査特別委員会において、審査が終わっています。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、森永勉君。

◎ 委員長（森永 勉）

委員会報告第4号、平成25年度知内町各会計決算審査特別委員会報告について。

決算審査特別委員会に付託した平成25年度知内町各会計決算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年度決算審査特別委員会報告書。

平成26年知内町議会第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告します。

平成26年9月26日。知内町議会決算審査特別委員会委員長、森永勉。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 付託事件、議案第10号、平成25年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第11号、平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案第12号、平成25年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案第13号、平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。議案第14号、平成25年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第15号、平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第16号、平成25年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について。2. 審査年月日、平成26年9月24日及び25日の2日間。3. 審査場所、議会議場。4. 審査委員、議長及び議員選出監査委員を除く議員全員による。5. 審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、町長から行政執行方針に基づく行政評価の説明、副町長から一般会計決算の概要説明後、各会計別に議題とし、各課ごとに担当課長から決算内容の説明を受けた後、質疑・討論・採決の順に審査を進めた。6. 審査結果、付託された議案第10号から議案第16号までの7議案については『認定すべき』と決定した。

7. 決算内容、平成25年度の一般会計及び国民健康保険事業特別会計など5会計(水道事業会計を除く。)の決算状況については、歳入総額は5,665,754千円、歳出総額は5,512,679千円となっている。水道事業会計では、事業収益は消費税抜きで124,068千円、事業費用は92,850千円で、当年度純収益は31,218千円となっている。

一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入では4,285,107千円、歳出では、4,157,944千円で、差引額は、127,163千円となり、翌年度へ繰越すべき財源(繰越明許費)74,155千円を差し引いた実質収支額は、53,008千円の黒字となっている。

また、特別会計(5会計)は、全体で歳入が1,380,647千円、歳出が1,354,735千円で、差し引き25,912千円の黒字となり、実質収支額及び単年度収支額の合計は黒字となっているが、単年度収支額において、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計がそれぞれ赤字となっている。

本町の財政について、財政健全化法に基づく健全化判断比率の4指標については、早期健全化基準値以下であり、特別会計の資金不足比率についても経営健全化基準値以下である。しかし、財政構造の弾力性の指標として用いられている経常収支比率は、81.2%(前年度78.3%)で対前年度比2.9ポイント上昇しているが、実質公債費比率は、15.9%と前年度(16.3%)より微減ではあるが0.4ポイント改善されている状況にある。

歳入では自主財源全体の66.4%を占める町税は702,028千円で、前年度対比23,277千円(3.2%)の減収となり、そのうち町税全体の町民税は、182,917千円で前年度より17,046千円(8.5%)の減となっており、要因は、個人町民税の減によるものである。固定資産税は、461,126千円で前年度より13,475千円(2.8%)の減となり主な要因は、知内発電所にかかる償却資産の減価償却によるものである。

また、地方交付税は、2,031,419千円で前年度より57,108千円(2.7%)の減となっており、義務的経費、投資的経費及びその他の経費の合計である歳出全体に占める経常一般財源の総額は、2,310,917千円(55.6%)で、前年度に比べ21,895千円(1.0%)の増となっている。

8. 審査意見、町税等の滞納額は、町税(町民税・固定資産税・軽自動車税)で15,329千円(前年度対比14,987千円の減)、国民健康保険税は25,980千円(前年度対比16,043千円の減)、住宅使用料等は3,278千円(前年度対比814千円の減)、財産収入は970千円で(前年度対比102千円の増)で合計45,557千円となっており、前年度対比で31,742千円(41.1%)減少している状況にある。

滞納繰越額が前年度と比較して31,742千円の減となり、また、特別会計を含めた不納欠損額3,055千円を差し引いた実質額28,687千円の滞納繰越額が縮減されているところである。

繰越額が減ってきたことは認めるところであるが、介護保険料や後期高齢者医療保険料にかかる特別会計も含めて不納欠損額が増える要素もあり、滞納繰越額がまだ相当額残っており、知内町債権の管理に関する条例もできたことから、時効にかからないような徴収業務に努めてほしい。

また、徴収のための高度なスキルを渡島・檜山地方税滞納整理機構から吸収し、そのスキルを町で発揮できるようになった際には、機構から脱退することも視野に入れ、今後事

務の執行にあたっていただきたい。

一方、小谷石振興については、予定された事業が順調に進んでいるが、今後「お試し暮らし」のようなソフト事業の展開が必要と考えられることから十分に協議され効果のある事業を展開して欲しい。

また、アカデミックサテライト講習事業については、平成23年度から導入し数年経過しているが、生徒をはじめ教師の頑張りにより、平成25年度には、国公立大学（センター試験）への受験を試みる生徒がでてきており、結果2名が合格するという効果が表われており、それにより定数の確保も期待できると思われることから、今後の取り組みをさらに期待するものである。

地方財政を取り巻く環境は極めて厳しく、ますます多様化する住民ニーズの中で、行政サービスの量的・質的向上が求められております。このような環境下にあつて、行財政改革の推進や限られた予算を有効に活用したまちづくりに取り組んでいくことを願うものであり、また、審査の過程で述べられた各委員の質疑・討論などの意見・要望を参酌し、今後の町政の執行に際し、十分反映されるよう要望するものであります。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、委員長から報告がありました。これから決算認定の件を採決します。

この採決は起立によって行います。この決算認定は、議案第10号から議案第16号までの7議案について認定すべきと決定しました。委員長報告どおりすることに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件については、委員長報告のとおり決定しました。

● 議案第17号 知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第17号、『知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第17号、知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正する。

次のページです。知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

知内町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年条例第13号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第2項第1号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条同項第2号中、「父子家庭であつてひとり親家庭の母に準ずる男子をいう。」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、

生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号1)又は2)のいずれかに該当するものであること。」に改める。

附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行する。

なお、説明資料見だし2の生活福祉課3ページに新旧対照表を載せておりますので、ご参照願いたいと思います。よろしく申し上げます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第17号を裁決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第18号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、議案第18号、『北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第18号、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入することから、北海道市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更する。

次のページです。北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

今回の変更につきましては、根室北部廃棄物処理広域連合が加入することに伴う変更であります。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第19号 教育委員会委員の任命について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第5、議案第19号、『教育委員会委員の任命について』同意を求める件を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町長(大野幸孝)

議案第19号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記として、住所は、知内町字元町338番地14、田中健一氏、生年月日は、昭和24年9月14日生まれであります。

田中健一教育長が9月30日をもって任期満了となりますが、教育委員会改革により平成27年4月1日から新制度が施行されること、さらには、小中一貫教育の推進を図るための制度化に向けた検討が進んでいること、さらには、知内高校の新たな特色を持たせる取組としての海外研修の仕組みづくりや湯ノ里小学校の空き教室を活用しての湯ノ里保育所の開設等、課題が山積しているところであります。そのことから、引き続き、田中健一氏にその任を担っていただきたいと思っておりますので、再任同意していただきますよう、お願いを申し上げます。以上であります。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりました。

お諮りします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようです。これから議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、意見書案第1号、『所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、西山、賛成議員、木村、松井、泉、吉田、森永各委員であります。

所得税法第56条の廃止を求める意見書。

所得税法第56条は家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累計課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項である。

しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。

事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が、家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンにも事業主名でなければ組めないなど、社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。

よって、国におかれては、所得税法第56条を廃止し、家族従業者の賃金を必要経費として認められるよう、時代に即した概念の元に、国における抜本的な税制改正議論の中で見直しを図ることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、意見書案第2号、『義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について』を議題とします。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、西山、賛成議員、木村、松井、泉、吉田、森永各議員であります。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援（1,000人）を含む1,703人とどまりました。さらに、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で12万2千となっており、生活保護費の削減は、「就学援助」を受け全道9万4千の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

教育現場においては、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されております。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記の項目について地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記、1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。

2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。

3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4. 教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5. 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命大臣（地域主権推進担当）以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 奨学金制度の充実を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、意見書案第3号、『奨学金制度の充実を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

意見書案第3号、奨学金制度の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、西山、賛成議員、木村、松井、泉、吉田、森永、

各委員です。

奨学金制度の充実を求める意見書。

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付の第二種奨学金があります。平成24年度の貸付実績は、第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっています。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも、貸与者及び貸与金額が増加するなか、長引く不況や就職難などから、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ「所得連動型無利息奨学金制度」を導入しています。更に、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施しています。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が10年間であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されています。

よって、政府においては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、下記の事項について強く要望します。

記、1. オーストラリアで実施されているような収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。

2. 授業料減免を充実させるとともに無利子奨学金をより一層充実させること。

3. 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

〈提出先〉内閣総理大臣、文部科学大臣。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 意見書案第4号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと、地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、意見書案第4号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ 2 番（木村 一）

意見書案第4号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、木村一。賛成議員、西山、松井、泉、吉田、森永各議員であります。

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年以降、全道では、現在までに20校が募集停止（または募集停止予定）、17校が再編・統合によって削減（または削減予定）されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、「新たな高校教育に関する指針」にもとづく「配置計画」がすすめば、高校進学率が98%を越える状況にありながら、北海道の高校の約43%がなくなることになります。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記、1. 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2. 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

〈提出先〉北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第5号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、意見書案第5号、『「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について提出議員の説明を求めます。

提出議員、泉政栄君。

◎ 4 番（泉 政栄）

意見書案第5号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、泉、賛成議員、西山、木村、松井、吉田、森永各議員でございます。

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書。

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相

次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから容易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年3月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年4月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記、一、インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。

一、簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。

一、薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道石狩郡知内町議会議員、伊藤政博。

〈提出先〉内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、国家公安委員会委員長。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第6号 魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に意見書案第6号、『魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書の提出について』を議題と致します。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、泉政栄君。

◎ 4 番（泉 政栄）

意見書案第6号、魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記の意見書を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、泉、賛成議員、西山、木村、松井、吉田、森永各議員であります。

魅力ある地方都市の構築へ向けた施策の推進を求める意見書。

低迷していた日本経済が今再び力を取り戻しつつある中で、政府は、さらなる日本の前進に向けて、新たな成長戦略を発表するなど積極的な姿勢で取り組んでいる。

長年の課題であった少子高齢化に終止符を打ち、懸念される人口急減社会への道を断つため、合計特殊出生率の向上や子育て支援策の拡充、ワークライフバランスの推進に全力で取り組む時に来ている。とともに、東京への一極集中や、地方経済の衰退による地域の活力低下に対し、新たな雇用の場の創出や、新たな魅力の創造、あらゆる機能の集約化を図り、地方の活性化を急速に進めるべきことは広く国民の利益に資することは明かである。

よって、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記、1. 立法、司法、行政を始め、経済・金融や研究・学術の機関などを全国の地方都市に分散させること。

2. 地方において中枢的な機能を担うことのできる都市については、その地方の発展を支えるとともに、国内全体の推進力として力を発揮できる体制を構築するために、様々な権限の委譲を含め、行政上の機能を一層充実させるとともに、地域活性化のプラットフォームとして集中的な投資を行うこと。

3. 人口増加を目指す定住圏等において、新たな雇用の場を創出し、若い世代が暮らしやすく、子育てしやすい環境づくりに取り組めるよう、地域再生に高い効果が期待される事業について、地域の使いやすさを重視した再編や拡充を行うこと。

4. 首都圏から全国へ、大都市から地方への人の流れを生み出させるよう、Uターン・Iターンの促進や地域おこし協力隊、新・田舎暮らし隊の推進、都市高齢者の地方への住み替えを容易にする支援措置等に取り組むこと。

5. 地方における企業誘致や起業を促進するために必要な財政上、税制上の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道十勝郡知内町議会議長、伊藤政博。

〈提出先〉内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣。以上でございませぬ。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第7号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第12、意見書案第7号、『軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番(谷口康之)

意見書案第7号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は、吉田峰一、木村一、泉政栄、敦澤良子の各議員であります。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書。

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構(WHO)において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができますと報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記、1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。

2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第8号 産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、意見書案第8号、『産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第8号、産後ケア体制の支援強化を求める意見書の提出について、

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は、吉田峰一、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子の各議員であります。

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在、大きな課題になっているのが出産前と直後の対応です。特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要です。

出産により女性の心身には大きな負担が生じます。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、

十分な休養とサポートが必要です。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきています。出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況があります。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっています。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすといわれています。従って、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきています。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上しました。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」は喫緊の課題であり、早急に確立する必要があります。よって以下の項目の実現を強く求めるものです。

記、一、「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。

一、モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により、産後ケアが受けられないことがないように、利用者負担軽減策を同時に実施すること。

一、単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるように、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

〈提出先〉内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第9号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、意見書案第9号、『国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7 番 (谷口康之)

意見書案第9号、国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書の提出について。
地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は、吉田峰一、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子の各議員であります。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書。

国民健康保険料が高く、国保加入者の生活を圧迫し困難を極めています。国保財政に占める国庫負担金の割合は、1983年には総医療費の45%（定率40%＋調整交付金5%）から医療給付費の50%（総医療費－患者負担分に対して）に変更されました。これは総医療費の38.5%への引き下げとなり、自治体と国保加入者の負担が増大した要因となりました。2013年度では、自治体国保財政への国庫負担金は20%台にまで引き下げられ、一層厳しくなっています。

2010年の通常国会予算委員会で、鳩山首相（当時）は、国庫負担の削減が、高い保険料（税）の原因になっている事を認めると共に、「財源確保に努力したい」と答弁しています。

「国民健康保険法」第4条は、国の責務として、「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と規定しています。

この趣旨に照らしても、全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険に対する国庫負担を増額するべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

〈提出先〉内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。以上でございます。

◎ 議長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第10号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書の提出について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第15、意見書案第10号、『漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7 番 (谷口康之)

意見書案第10号、漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見を提出するものとする。

平成26年9月24日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は、吉田峰一、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子の各議員であります。

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書。

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、本道の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

加えて、東日本大震災により我が国漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増している。

燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが、漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく、燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネ操業に取り組むなど、日々努力を重ねているものの、事態は我々漁業者の努力の範疇を超えている。

農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇を含め、これ以上の負担の増加となることは、漁業者を更に廃業へ追い込むこととなる。

このような中、道民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国におかれては、下記のとおり燃油税制にかかる措置の堅持を図られるよう、強く要望する。

記、漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置を堅持すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、農林水産大臣。以上でございます。

◎ 議長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、10件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長 (伊藤政博)

次に日程第16、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席、又は派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため、出張することについて予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して出張、又は派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席又は派遣をする議員については、その都度、議長において指名することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第3回知内町議会定例会を閉会します。どうも大変ご苦勞様でした。

(閉会 午前10時48分)